該修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面）を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2～4　（略）

（技術管理者証の書換え）

第九条　技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

（変更の届出等）

第十八条　（略）

2　（略）

3　前項の届出書には、第一条第二項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

（手数料）

第二十二条　（略）

2　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第二項及び第三項、第八条第一項、第九条、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。

3　（略）

習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2～4　（略）

（技術管理者証の書換え）

第九条　技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

（変更の届出等）

第十八条　（略）

2　（略）

（新設）

（手数料）

第二十二条　（略）

2　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第十四条第一項並びに第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。

3　（略）